

令和 2 年 8 月 1 日

公益社団法人静岡県薬剤師会における会議・研修等開催方針

静岡県薬剤師会新型コロナウイルス感染症対策本部

本会では、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増する中でありながらも、公益社団法人としての目的達成のための事業等を実施する必要があることから、開催に当たっては国及び県の方針等を踏まえ、以下の方針で臨むこととする。

1 本会の方針

8 月以降、感染状況や国、県の対応などに変化があるまでの当分の間、本会が開催する会議、研修等については、

- ・参加人数が会議室等の収容定員の半分程度以内（5,000 人以下）であること
 - ・主催者及び参加者共に十分な感染防止対策をとること
- などを確認したうえで実施することとする。

なお、開催に当たっては、「静岡県薬剤師会開催の会議・研修等における新型コロナウイルス感染症防止対策について」を事前に参加者に提示することで、本会の対応を示すとともに参加者に対し感染防止対応について協力をお願いすることとする。

2 国及び県の方針

【国の方針】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が令和 2 年 7 月 23 日に示した「8 月 1 日以降における催物の開催制限等について」では、8 月末までの間現在の開催制限を維持することとしている。

（催物開催目安：屋内、屋外ともに 5,000 人以下。屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。）

【県の方針】

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部は令和 2 年 7 月 28 日に、警戒レベルを「レベル 4（県内警戒・県外警戒）」に引き上げたところであるが、外出自粛や休業要請などの行動制限は行っていない。